

山口県養護教諭会負担金補助交付要綱

平成11年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市立小・中学校に勤務する養護教諭が、学校における保健衛生の研究、調査の充実及び養護教諭の資質の向上を目的として、山口県養護教諭会会員として活動するにあたり、山口県養護教諭会防府支部（以下「養護教諭会防府支部」という。）が山口県養護教諭会に対して負担する費用の一部として交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、山口県養護教諭会に対して負担する費用のうち、市長が予算の範囲内において定める額とする。

(補助金交付の申請)

第3条 養護教諭会防府支部は、補助金の交付を申請しようとするときは、山口県養護教諭会負担金補助交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付の決定をし、山口県養護教諭会負担金補助交付決定通知書（第2号様式）により、養護教諭会防府支部に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 養護教諭会防府支部は、補助金交付の決定を受けたときは、山口県養護教諭会負担金補助請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

山口県養護教諭会負担金補助交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
団体名
代表者

下記のとおり 年度における山口県養護教諭会負担金補助の交付を受けたいので、山口県養護教諭会負担金補助交付要綱第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

山口県養護教諭会負担金補助交付決定通知書

住所

団体名

代表者

年 月 日付けで申請のあった、 年度山口県養護教諭会負担金補助について、下記のとおり交付することに決定したので山口県養護教諭会負担金補助交付要綱第4条の規定により通知します。

年 月 日

防府市長

補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第5条関係）

山口県養護教諭会負担金補助請求書

第 号
年 月 日

（宛先）防府市長

補助決定者

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度
山口県養護教諭会負担金補助を交付されるよう、山口県養護教諭会負担金補助
交付要綱第5条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円